

ID: 141

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町営墓地条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 墓地の使用者は、使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、30万円以内とし、町長が規則で定める額とする。 3 使用者は、使用許可の際、使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合には、使用料を半年の間で2回に分けて均等納付することができる。 4 既納の使用料は還付しない。ただし、使用許可を受けた後3年以内にその墓地を使用しないで返還したときは、その一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町営墓地条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の額) 第5条 条例第6条の規定による規則で定める額は、別表1に定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日